

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターインターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が実施する学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、センターの各研究所において就業体験の機会を学生に提供することにより、学生の職業意識の向上及び将来における職業選択に必要な社会経験の習得の一助となること並びに公設試験研究機関に対する理解の増進を通じてセンターのイメージの向上を図ることを目的とする。

(実習対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を含む。）及び別記1に掲げる学校等（以下「大学等」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）とし、次に掲げる基準のいずれにも該当する者とする。

- (1)センターに関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有する者
- (2)服務規律を遵守することが確実である者

(受入れの手続)

第4条 インターンシップにより実習を希望する学生は、鳥取県産業技術センターホームページから申込みするものとする。

2 鳥取県産業技術センター企画・連携推進部長（以下「企画・連携推進部長」という。）は、前項の申込みに対して、インターンシップによる実習の受入れが可能な範囲内で、受入の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

(実習期間)

第5条 この要綱の対象となる実習期間は、8月から10月までの期間内において企画・連携推進部長が定める。

(実習時間)

第6条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認める場合には、実習時間を変更することができる。

(実習プログラム等)

第7条 インターンシップによる実習を行う研究所（以下「受入研究所」という。）の所長は、実習の内容、日程等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

2 受入研究所の所長は、実習を円滑かつ適切に実施するため、当該研究所の職員の中から実習担当者を指名するものとする。

(報酬等)

第8条 センターは、インターンシップにより実習を行う学生（以下「インターンシップ実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地及び滞在地から受入研究所までの交通費、実習期間中の宿泊費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担を行わない。

(服務規律)

第9条 インターンシップ実習生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2)センターの職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3)実習時間中、センター職員が遵守すべき法令、センターの規程等並びに受入研究所の所長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。
- (4)実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。また、個人情報の取扱いについて、別記2「個人情報取扱業務特記事項」を遵守しなければならない。
- (5)実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に受入研究所の所長の承認を得なければならない。
- (6)病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその

旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約書)

第10条 インターンシップ実習生は、別途定める誓約書を、事前にセンターへ提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 企画・連携推進部長及び受入研究所の所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) インターンシップ実習生が第9条の規定による服務義務に従わない場合その他の実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 地震、台風、水害、感染症のまん延その他やむを得ない事情により、実習を継続することによりセンターの業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(事故責任等)

第12条 インターンシップ実習生は、故意又は過失をもって、この要綱の規定に反する行為により、センター又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

2 インターンシップ実習生が居住地及び滞在地と受入研究所との移動中に生じた事故及び災害について、センターは一切の責任を負わない。

(実習の証明)

第13条 受入研究所の所長は、インターンシップ実習生から実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年6月29日から施行する。

(別記1)

インターンシップの受入対象とする大学以外の学校

- 1 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）
- 2 海上保安大学校本科
- 3 防衛省設置法による防衛大学校
- 4 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（「高校3卒」を入学資格とする4年制のものに限る。）
- 5 独立行政法人航空大学校法（平成11年法律第215号）による独立行政法人航空大学校（旧航空大学校を含むものとし、昭和62年8月以降の「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）
- 6 職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）又は職業能力開発総合大学校の特定応用課程（旧応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修学年限2年以上のものに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び長期指導員訓練課程を含む。）
- 7 都道府県立農業者研修教育施設（農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）第3条第1号に基づき農林水産大臣の指定する教育機関。）の研究課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）
- 8 都道府県立農業講習施設（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）
- 9 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）
- 10 その他理事長が認める学校等

(別記2)

個人情報取扱業務特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 インターンシップ実習生は、この要綱に基づいて生ずる業務（以下「業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 インターンシップ実習生は、業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 インターンシップ実習生は、業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 インターンシップ実習生は、業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を、センターの承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 インターンシップ実習生は、業務を処理するためセンターから提供された個人情報が記録された資料等を、センターの承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 インターンシップ実習生は、業務を処理するためセンターから提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 インターンシップ実習生は、業務を処理するためセンターから提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかにセンターに返還するものとする。ただし、センターが別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 インターンシップ実習生は、業務を処理するためセンターから提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、センターに速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(受入中止及び損害賠償)

第9 センターは、インターンシップ実習生が個人情報取扱業務特記事項の内容に反していると認めるときは、受入の中止及び損害賠償の請求をすることができるものとする。